

令和5年第12回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和5年12月25日（月） 13時33分開会
13時49分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長	上村 圭一郎
学校教育課長	山下 信久
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	岩林 茂樹

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 報告第10号 財産の取得に係る議案の決定について
 - ・ 日程第2 議案第28号 指宿市地域部活動推進協議会設置要綱の制定について
 - ・ 日程第3 議案第29号 指宿市適応指導教室管理運営要綱の一部改正について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和5年第12回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和5年第11回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1項目目でございます。

令和5年第4回指宿市議会定例会が市議会議場で行われました。まず、11月28日は招集、議案質疑の本会議、12月14日、15日は一般質問でございました。一般質問には、不登校について、学校設備の安全について、給食の無償化等についての質問をいただいたところでございます。そして、12月22日に委員長報告、表決の本会議がございました。

2項目目でございます。

11月28日、大会議室で鹿児島県教組南薩地区支部指宿地区協がございました。冬休みの教職員の勤務、労働環境、福利厚生に関する内容で話し合いをしたところでございます。

3項目目でございます。

11月29日、山川文化ホールにおきまして、行政と菜の花商工会との意見交換会がございました。教育委員会には、統廃合についての質問をいただいたところでございます。

4項目目、5項目目でございます。

12月2日、市民会館で行われました、第38回いぶすき産業まつり式典に参加してまいりました。午後からは、市伝統文化フェスティバルがございまして、7チームの踊りが披露されました。それぞれに特徴があり、感動するものばかりでした。

6項目目でございます。

12月6日、指宿シーサイドホテルにおきまして、行政と指宿商工会議所の市長等の対話集会がございました。この会につきましても、統廃合について質問をいただいたところでございます。

7項目目でございます。

12月9日、時遊館COCCOはしむれにおきまして、時遊館COCCOはしむれ企画展が行われました。焼酎に関する芋、技、肴、器について、焼酎の歴史を展示している企画展ですので、皆様にも観に行っていただければ有難いなと思います。

8項目目でございます。

12月10日、第37回県地区対抗女子駅伝競走大会並びに第71回県下一周市郡対抗駅伝競走大会指宿地区チーム結団式がございました。

9項目目でございます。

12月16日、市民会館で宝くじ文化公演「歌園迎賓館」がございました。市民会館が満席となる、とても盛り上がった歌謡ショーでございました。

10項目目でございます。

12月21日、大会議室で指宿市社会体育功労者等表彰式がございました。私からは中学生、高校生に賞状を渡ささせていただいたところでございます。

11項目目でございます。

12月23日、指宿庁舎ロビーで、指宿市・千歳市青少年相互交流事業冬季交流出発式がございました。この交流会は、23日から26日の3泊4日で、千歳市に行き交流を深めております。小学6年生15名、引率者3名の合計18名で参加しております。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第10号、財産の取得に係る議案の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1, 報告第10号, 財産の取得に係る議案の決定について, 提案のご説明を申し上げます。資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき, 財産の取得に係る議案を別紙のとおり決定したので, 同条第2項の規定により, 教育委員会に報告するものであります。

3ページをご覧ください。

取得する財産は, 中学校教育用端末等であります。中学校教育用端末等の購入について, 令和5年12月13日に入札を執行し, 12月14日に落札者と仮契約を締結したことから, 指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により, 12月22日の令和5年第4回指宿市議会定例会に提出し, 同意されたところであります。

取得する財産の内訳は, ソフトウェア等を含む教育用端末265台と, タブレット端末保管庫4台であります。

取得の方法は, 指名競争入札で, 取得金額は2,398万円, 契約の相手方は, 鹿児島市錦江町9番25号, パステムソリューションズ株式会社, 代表取締役吉留久隆であります。

なお, 入札の結果, 契約の内容等につきましては, 報告第10号関係資料にお示しのとおりでございます。

以上で, 説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

GIGAスクール構想で, 子供たちに1人1台のタブレット端末支給を考えていらっしゃると思うのですが, この265台の導入で, 全中学校の生徒にタブレットが支給されるということでしょうか。

(上村課長)

これまで, すでに全小中学生に支給されております。今回の購入分につきましては, 平成29年度, 30年度にリースで導入している分がリース切れになることから, 今回新たに購入するものです。

(福富委員)

リース分を返却して, この265台で全児童生徒にタブレットが支給されるということでしょうか。

(上村課長)

はい, そのとおりです。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1，報告第10号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2，議案第28号，指宿市地域部活動推進協議会設置要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2，議案第28号，指宿市地域部活動推進協議会設置要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市地域部活動推進協議会設置要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、指宿市立中学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや、芸術文化等の活動のための環境整備を進め、生徒にとって望ましい持続可能な部活動を実現することを目指して、その運営の適正化に向けた助言等を行う地域部活動推進協議会を設置するための要綱を新たに制定しようとするものです。

5ページをご覧ください。

要綱の主な内容について、ご説明申し上げます。

第2条では所掌事務を、第3条では委員について定めております。指宿市立の5つの中学校校長をはじめ、保護者代表、中学校体育連盟代表、地域スポーツ団体及び文化団体関係者のほか、教育長が必要と認める者に委員を委嘱し、部活動の適正化に向けた調査・検討をしていただくとともに、ご助言を賜りたいと考えております。

第4条では任期を定めております。任期については、委嘱の日から所掌事務が終了し、協議会が解散するときまでとしております。

6ページをご覧ください。

第7条では部会の設置について定めております。部会の部員は、協議会の委員のほか、専門的技術や知見のある方に携わっていただき、必要に応じて、専門的事項を調査・検討し、協議会の委員に進言していただきたいと考えております。

なお、附則において、この告示は令和6年1月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第28号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2、議案第28号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3、議案第29号、指宿市適応指導教室管理運営要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3、議案第29号、指宿市適応指導教室管理運営要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の8ページをご覧ください。

指宿市適応指導教室管理運営要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めます。

指宿市適応指導教室とは、不登校の児童生徒を対象に、自立を促し、集団生活への適応力の向上を図り、社会的自立を目指した指導・支援を行う施設であります。

本案は、文部科学省が令和元年度に「適応指導教室」から「教育支援センター」に名称を変更したことから、その名称と統一を図るため、要綱の一部改正を行おうとするものであります。

改正の内容は、要綱の規定中「適応指導教室」という文言を、「教育支援センター」に全て改めるものであります。

改正箇所については、11ページから16ページの新旧対照表にお示しのとおりであります。

なお、附則において、この告示は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

今まで適応指導教室となっていたものが、教育支援センターに改められるということは、保護者や子供たちに発信はされるのでしょうか。

(山下課長)

まず、1月の市の校長研修会、2月の教頭研修会等を含めまして、その後、確実に4月1日から、このような形でできるように周知徹底していきたいと思っております。

(福富委員)

教育支援の名前だけだと、全子供への教育支援かと勘違いもあると思いますので、適応指導教室が、教育支援センターに改められたということを、しっかり発信していただきたいと思いました。よろしく願いいたします。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第29号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3、議案第29号は、提案のとおり可決することいたします。

以上で、本日、予定されておりました議案については、全て終了いたしました。

7 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。
何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和5年第12回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。